

鳥取県告示第33号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年3月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年1月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年1月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティネット山陰

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大久保 舜晤

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市富士見町2-153

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、消費者に対して、消費者保護と少子高齢化に対応し安心・安全で暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、消費者の保護と安心・安全な消費行動への啓発を行うことを目的とする。